

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	建築紛争相談		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	
			担当者名	古宇田	内線	2838	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	事前公開、相隣問題事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	53年度	根拠法令等	荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び施行規則等		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	08-02	快適な住環境の形成				
目的	中高層建築物の建築に伴い生じる日照障害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10mを超える建築物(中高層建築物)の建築主及び関係者(延べ面積10,000㎡を超える場合は都扱い) ・中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 ・中高層建築物による電波障害の影響を受ける者 						
内容	<p>電話及び窓口にて、随時相談を受付。建築紛争相談員が対応し、助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する（原則月曜日、事前予約制）。なお、当事者間の話し合いでは解決する見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合に、建築紛争調整員があっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図る。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、調停に移行するよう勧告することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築紛争調停委員（任期2年） 会長 1人 委員 5人 2 建築紛争調整員（任期2年） 6人 3 調停委員会議、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会、特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会 						
経過	<p>都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照紛争や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。</p> <p>S53.12.7 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例制定 S54.2.15 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則制定 S57.7.9 荒川区建築紛争調整員設置要綱制定 H19.9.27 条例改正（建築主の説明会への出席を義務化） H20.5.30 条例施行規則改正</p>						
必要性	専門的な立場からの意見を聞ける場は区民にとって重要である。また、調停委員会は国が利用促進に期待を寄せている裁判外紛争解決(ADR)機関であり、裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、簡易、迅速な処理を目的としている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	2,901	2,780	2,780	2,770	2,526	2,405	2,405	
決算額（26年度は見込み）	2,276	2,027	1,958	2,147	2,180	2,284	2,405	
人件費等	7,085	7,250	7,901	12,280	8,323	5,732		
減価償却費			7,117	6,687	6,938	5,746		
【事務分担量】（%）	255	245	245	215	215	170		
合計（+ +）	9,361	9,277	16,976	21,114	17,441	13,762	2,405	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	9,361	9,277	16,976	21,114	17,441	13,762	2,405	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
中高層相談件数	372	148	233	340	375	536	455	
建築紛争件数	2	0	0	0	1	1	2	
調整回数	29	0	0	0	0	2	0	
解決件数	1	0	0	0	0	1	0	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	425	報酬	委員報酬	2,111	報酬	委員報酬	2,191
特別旅費	費用弁償	52	負担金補助等	特別区・第二ブロック	119	負担金補助等	特別区・第二ブロック	119
食糧費	会議賄い	1	旅費	費用弁償	46	旅費	費用弁償	63
一般需用	図書購入	20	需用費	賄い・図書購入	8	需用費	賄い・図書購入	32
負担金	特別区連絡協議会	119						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
	中高層建築物相談件数	340	375	536	455	417	目標値は23～25年度の平均
標	あっせん物件解決率（％）	-	-	50	100	100	

（問題点・課題分析）	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」や「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」の整備により、近隣住民への周知等一定の調整ができ、紛争相談は減少傾向にあるが、住民の権利意識の高まりから、相談内容は複雑で専門的になっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
荒川ルール条例の担当課及び関係各課との情報交換を緊密にする。	引き続き荒川ルール条例の担当課及び関係各課との情報交換を緊密にしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場として重要である。

議（要旨）	H20 一定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について
-------	-------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	建築審査会		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	
			担当者名	古宇田	内線	2838	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-05-01	建築審査会事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業			それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	建築基準法第78条			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区建築審査会条例			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	08-02	快適な住環境の形成				
目的	建築基準法に基づく特定行政庁等の業務が正しく執行されるように設けられた建築審査会の円滑な運営を図る。						
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者。 建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者。						
内容	<p>1 建築審査会の職務 建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 特定行政庁の諮問に応じた重要事項の審議 建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議</p> <p>2 建築審査会委員（任期2年）会長 1人・委員 4人・専門調査員 1人</p> <p>3 建築審査会の開催 年10回（H26年度予算）</p> <p>4 その他会議 全国建築審査会会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議</p> <p>* 昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。</p>						
経過	<p>昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。</p> <p>S58. 3.23 荒川区建築審査会条例制定</p> <p>S63.12.23 荒川区建築審査会運営規程制定</p> <p>H11. 4.20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課）</p> <p>H14. 3.28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申</p> <p>H19. 4.24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告</p>						
必要性	建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため審査請求前置主義を採用していることもあり、必要性は極めて高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,648	1,746	1,736	1,703	1,619	1,767
決算額（26年度は見込み）		1,047	1,411	1,437	1,482	1,225	783	1,817
人件費等		3,876	4,561	4,918	3,388	3,711	2,676	
減価償却費				2,034	1,711	1,775	1,859	
【事務分担量】（%）		60	70	70	55	55	55	
合計（+ +）		4,923	5,972	8,389	6,581	6,711	5,318	1,817
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		4,923	5,972	8,389	6,581	6,711	5,318	1,817
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	建築審査会開催数	7	8	9	9	8	3	7
	同意案件数	10	3	6	7	16	2	9
	審査請求件数	1	1	2	1	1	0	1

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	810	報酬	委員報酬	474	報酬	委員報酬	1,342
報償費	裁決書作成料	0	負担金補助等	特別区・第二ブロック	158	負担金補助等	特別区・第二ブロック	168
一般需用	図書購入	29	報償費	裁決書作成料	59	旅費	費用弁償・全国会議	116
役務費	速記録作成料	38	旅費	費用弁償・全国会議	57	報償費	裁決書作成料	82
負担金	特別区連絡協議会	148	需用費	事務用品	35	役務費	速記録作成料	54
						需用費	事務用品	52

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	同意案件件数	7	16	2	9	-	
	審査請求件数	1	1	0	1	-	

（問題点・課題 分析）	安心・安全な生活環境を求める住民環境の高まりから、景観や眺望権を主張する審査請求事件が増加傾向にある。また、民事と建築基準法との関係など解決が難しい問題も増えてきている。その他、民間確認機関が増えたことにより、営利目的からトラブルに発展する事例も見られる。事務局として、いつ提起されてもいように備えておく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
法に基づく同意案件や審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備する。	引き続き、法に基づく同意案件や審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助 及び交付金	融資あっ旋利子補給	6,600	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	5,734	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	9,990

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	融資実行件数（新規）	0	1	1	6	1	H26年度は経理課等の予測値
	利子補給件数	54	50	48	54	55	26年度は25年度から26年度までに 繰上返済がない場合の推定値

問題点・課題 （指標分析）	まちづくり事業を円滑に推進するための事業であり継続を要するが、低金利により利子補給利率を下回るケースもあるため、補給内容について見直しの検討が必要である。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
経理課と連携を図り、本制度を適切に有効活用する。	引き続き、経理課と連携を図り、本制度を適切に有効活用する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	区のみちづくり事業を円滑に推進するために必要である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-04	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	住宅建替え資金融資あっ旋事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	村山
			担当者名	石坂・松島		内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	住宅建替え資金融資あっ旋事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成		4年度	根拠法令等	荒川区住宅建替え資金融資あっ旋事業実施要綱		
終期設定	有 無		年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	08-02	快適な住環境の形成				
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 昭和40年大蔵省令第15号 に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を、区が金融機関に融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、住宅の防災性の向上を促進し、もって、良好な住環境の形成に資することを目的とする。						
対象者等	除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること 申込者が住民税等を滞納していないこと 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 其他						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 融資限度額 2,000万円 2 利子補給率 1.5% 3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年） 4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 5 対象住宅 <p>老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） 老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること 其他</p>						
経過	<p>平成8年度：補給利率引き下げ（2.0% 1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2% 0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年 10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9% 1.2%） 平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金 住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2% 1.5%） H25年12月1日 融資実行日の制限を廃止</p>						
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あっ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		125,923	120,666	101,031	69,006	52,946	56,400
決算額（26年度は見込み）		87,604	71,697	60,962	48,753	37,770	31,359	52,514
人件費等		1,881	1,588	1,308	1,241	2,052	2,947	
減価償却費				436	1,400	1,452	1,859	
【事務分担量】（%）		40	30	15	45	45	55	
合計（+ +）		89,485	73,285	62,706	51,394	41,274	36,165	52,514
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		89,485	73,285	62,706	51,394	41,274	36,165	52,514
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	利子補給率（一般/旧耐震）	0.9%	0.9%	0.9%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	1.5%	1.5%
	最長利子補給期間	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年
	実行件数/あっ旋件数	28/31	35/36	28/30	10/12	27/29	6/7	30/30
	融資実行額（千円）	544000	669400	518500	186850	506450	107500	600000

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品費	8	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	31,353	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	52,503
負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	37,762	需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	11

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	あっ旋件数	12	29	7	30	30	
	融資実行件数	10	27	6	30	30	

問題点・課題 （指標分析）	平成25年度に融資あっ旋の目的を区内定住化から老朽住宅の建て替えに変更した。老朽住宅の除却を条件としたことや住宅ローンが低金利なことから、申請件数が減少した。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
提携する金融機関を通じて事業のPRを図り、老朽住宅の建て替えを促進する。	老朽住宅の建て替えをさらに促進させるため、密集事業や不燃化促進事業と連携していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	老朽住宅の建て替えにあわせた融資あっ旋によって地域の防災性の向上を図る必要がある。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-05	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	住宅増・修築資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	石坂・松島
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-02	住宅増・修築資金融資あっ旋事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	53年度	根拠法令等	荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	08-02	快適な住環境の形成				
目的	荒川区が区内に居住する区民に対し、住宅の増築、修築、又はアスベストの除去等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。						
対象者等	一定の所得以下で、区内にある住宅に、現に引き続き1年以上居住し、住宅の増築、改修、アスベストの除却等に係わる改修工事に要する資金を必要とする方等						
内容	1 融資あっ旋額 20万円～500万円 2 利子補給率 外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：1.2% 一般世帯（以外の世帯）：0.9% 3 本人負担率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 外壁・屋根の修繕又は高齢者・身障者：1.8% 一般世帯（以外の世帯）：2.1% 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）						
経過	平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充						
必要性	住宅の増修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,461	2,366	1,172	852	763	904
決算額（26年度は見込み）		131	41	63	117	98	96	677
人件費等		303	529	436	545	955	311	
減価償却費				145	778	807	237	
【事務分担量】（%）		5	10	5	25	25	7	
合計（+ +）		434	570	644	1,440	1,860	644	677
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		434	570	644	1,440	1,860	644	677
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	利子補給率（一般世帯/その他）	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%
	利子補給期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年
	実行件数/あっ旋件数	0	1/1	3/3	0	0	1/1	9/9
	融資実行額（千円）	0	3100	10000	0	0	2000	45000

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助 及び交付金	融資あっ旋利子補給	98	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	96	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	677

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	融資実行件数	0	0	1	9	9	

（問題点・課題 分析）	融資実行件数が少ないため、制度の検討が必要である。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	耐震改修を促進する。 HP等によりPRに努める。	引き続き、耐震改修を促進する。 HP等によりPRに努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	住宅の耐震改修にあわせた融資あっ旋によって、地域の防災性の向上を図る必要がある。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助 及び交付金	助成金 （限度額月額5万円）	1,200	負担金補助等	助成金 （限度額月額5万円）	600	-		-

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	助成件数	2	2	2	0	0	現行助成件数

問題点・課題 （指標分析）	平成25年度をもって、助成対象者なしとなったため、家賃助成を終了した。
	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	休止・完了	要綱に定める特定街づくり事業において、今後、新たに対象者が発生する可能性はないことから、事業を完了する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	都市防災不燃化促進事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	小林	
			担当者名	大沼・前川	内線	2828	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	都市防災不燃化促進事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	社会資本整備総合交付金交付要綱			
終期設定	有 無	30 年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。						
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。宅地建物取引業者等は除く。						
内容	*不燃化助成制度の内容 (1)基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ (2)加算助成 除却助成費＜国・都・区＞ 三世帯住宅＜国・区＞(120万円) 仮住居費＜国・都・区＞(48万円) 賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円) 共同・協調建替え＜区単＞(100万円) 住宅型不燃建築物助成 ＜国・都・区＞(4階以上の住戸面積に応じて助成)						
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施 昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施 平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施 平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 <事業実施地区> 補助90号線第二:H11.4～31.3						
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	44,398	41,628	39,532	50,626	31,618	21,856	15,417	
決算額（26年度は見込み）	44,314	14,579	22,465	49,952	2,984	16,726	15,417	
人件費等	18,670	14,581	9,209	9,379	8,072	5,298		
減価償却費			6,972	6,842	5,647	2,704		
【事務分担量】（%）	382	305	240	220	175	80		
合計（+ +）	62,984	29,160	38,646	66,173	16,703	24,728	15,417	
特定財源								
国	都市防災総合推進事業費	17,800	7,000	9,630	23,070	1,368	6,165	
都	都市防災総合推進事業費	10,710	3,700	4,815	10,935	684	3,082	
その他								
一般財源								
		34,474	18,460	24,201	32,168	14,651	6,170	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	放射12号線(補助107号線)地区	3	0	-	-	-	-	-
	補助90号線地区	1	2	2	3	1	2	-
	補助90号線第二地区	2	1	1	4	0	0	2

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
旅費	近接地外旅費	54	報酬	非常勤職員報酬	2,285	負担金補助等	建設事業補助金等	12,371
需用費	消耗品購入等	127	共済費	非常勤職員共済費	311	報酬	非常勤職員報酬	2,500
負担金補助	建設事業補助金	2,736	需用費	消耗品購入等	119	共済費	非常勤職員共済費	347
及び交付金	都市防災推進協議会負担金	40	負担金補助等	都市防災推進協議会	40	需用費	消耗品購入等	155
			委託料	調査委託（繰越明許）	4,589	旅費	研修会旅費等	44
			負担金補助等	建設補助金（事故繰）	9,348			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	補助90号線第二地区不燃化率(%)	35.3	37.1	37.4	40	-	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物等の割合

（問題点・課題分析）	補助90号線第二地区は延焼遮断帯の機能を発揮する不燃化率40%が達成されていないが、沿道での建替実績が少ない。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
事業延伸についてホームページ、区報掲載、チラシの各戸配布等により事業及び助成制度の周知に努めると共に、不燃化特区における各戸訪問事業なども活用していく。	引き続き不燃化特区制度と合わせて、ホームページ、区報掲載、チラシの各戸配布等により事業及び助成制度の周知に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため、本事業を推進する。

議（要旨）	況	問	状
-------	---	---	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	密集住宅市街地整備促進事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	小林
			担当者名	大沼・岩本・茂手木・大内		内線	2821・2829
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	密集住宅市街地整備促進事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	62年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日、法律49号）		
終期設定	有	無	32年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、建替え支援による住環境の整備、避難路周辺等の不燃空間の形成及び公共施設の整備など面的な整備を行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。						
対象者等	荒川五・六丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区、尾久地区の老朽家屋等で共同建替等の建築主、当該地区における主要生活道路の拡幅整備事業等に係る沿道建替等の建築主等。						
内容	<p>老朽住宅等の建替促進 老朽家屋の共同建替え等を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、共同建築物の設計費、廊下・階段等の共同施設整備費の一部を助成する。</p> <p>延焼遮断帯形成事業 密集市街地における優先整備路線にて比較的小規模で実現可能性の高い延焼遮断帯を形成し、火災が発生した時の市街地大火の拡大を防止するため、沿道建替を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、設計・監理費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。</p> <p>主要生活道路沿道建替事業 主要生活道路等において、道路空間の確保や沿道建築物の不燃化を進めるため、当該道路に面する建築物の建替え等に対し、その費用の一部を助成する。荒川区独自の制度(平成19年6月1日施行)。</p>						
経過	荒川五・六丁目地区	（昭和62年11月6日整備計画大臣承認～平成32年度）		33.6ha			
	町屋二・三・四丁目地区	（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成32年度）		43.5ha			
	荒川二・四・七丁目地区	（平成17年12月27日整備計画大臣承認～平成32年度）		48.5ha			
	尾久地区	（平成21年3月31日整備計画大臣承認～平成32年度）		164.2ha			
必要性	事業地区は、行止り道路や細街路が多く、狭隘な敷地に老朽木造住宅が密集しており、防災まちづくりを効果的に進めるため、密集住宅市街地整備促進事業や不燃化促進事業等の施策を重層的に展開し、地域の防災性と住環境の向上を図る必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額			113,616	118,414	113,950	92,635	150,223	202,216
決算額（26年度は見込み）			70,188	75,324	73,962	82,989	131,823	126,677	43,971
人件費等			50,923	51,107	46,234	48,730	48,835	61,083	
減価償却費					20,771	23,636	21,137	25,485	
【事務分担量】（%）			703	778	715	760	655	754	
合計（+ +）			121,111	126,431	140,967	155,355	201,795	213,245	43,971
特定財源	国	密集住宅市街地整備促進事業費	13,040	12,480	14,560	21,708	40,004	34,239	12,400
	都	密集住宅市街地整備促進事業費	19,049	13,281	12,002	14,214	22,480	19,118	8,547
	その他								
一般財源			89,022	100,670	114,405	119,433	139,311	159,888	23,024
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	不燃建築物への建替助成		14戸	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸	
	公園等の整備		2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	
	主要生活道路の整備		2ヶ所	1ヶ所	5ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	5ヶ所	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
旅費	近接地外旅費	36	委託料	事業推進活動委託他	82,108	負担金補助等	建設事業補助金	40,525
需用費	消耗品購入等	273	負担金補助等	建設事業補助金	23,685	報酬	非常勤職員報酬	2,639
委託料	事業推進活動委託他	52,185	財産購入費	用地取得費	17,129	共済費	非常勤職員共済費	381
負担金補助	建設事業補助金	5,295	報酬	非常勤職員報酬	2,633	需用費	消耗品購入費等	316
及び交付金	利子補給	6,470	役務費	土地鑑定評価委託	698	旅費	近接地外旅費	110
			需用費	消耗品購入費等	273			
			共済費	非常勤職員共済費	132			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	不燃領域率（密集事業地区）（%）	50.0	50.5	57.0	58.2	65.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率
	空地率（密集事業地区）（%）	9.9	9.9	9.9	10.0	15.0	土地面積に対する道路（全て）、公園等の比率

（問題点・課題分析）	事業地区の周辺は都市計画道路等が囲んでおり、道路沿道は不燃建替えがある程度進んでいるが、道路の後背地は老朽木造の建築物が建てこみ、狭隘な敷地や不接道、公園・広場等の公共施設の整備の遅れ、また、消防活動困難区域が多く存在する。 しかし区民の防災意識が高まる反面、複雑な権利関係と居住者の高齢化などの要因が重なって、道路拡幅に伴う建替えが進まない状況にある。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 事業終了区 2区：文京・大田 地区計画制度を導入し、耐火建築物への建替えと公共施設の同時整備を行っている。また街路事業や他の事業を複合的に組合せ密集事業に相乗効果をもたせ積極的な街路整備を行っている。
（他区の実況）	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	密集事業地区が全て不燃化特区に指定されたことから、重複する「主要生活道路沿道建替事業」についての見直しを図る。	建替えが進まない要因を解消するため、不燃化特区制と連携しながら、専門家の派遣などの支援策を講じていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	災害に強いまちづくりを実現するため木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区制度と連携をしながら重点的に推進する。

（議会要旨）	平成24年2定「防災・減災対策について（木造密集市街地の解消に向けて）」 平成24年3定「防災対策について（木密10年プロジェクトと特定整備路線の整備）」 平成24年4定「大規模災害に強い防災街づくりの更なる進展」、「木密地域の解消に向けた取組」 平成25年1定「安全安心のまちづくり」 平成25年4定「町屋地域の発展に向けて（町屋二・三・四丁目の整備対策）」
--------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-09	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	近隣まちづくり推進事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	
			担当者名	古宇田	内線	2838	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-02	近隣まちづくり推進事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	荒川区近隣まちづくり推進制度要綱、荒川区非常勤職員設置要綱等		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	区民の建替え等の相談及び接道敷地と不接道敷地を含む協調建替え等のまちづくり活動に対して、適切な相談、助言及び情報提供を行うことにより、区民の自主的な建物更新及び住環境の改善を支援する。併せて、区で実施する防災まちづくり事業を推進する。						
対象者等	1 建替え等総合相談 区民又は区内のまちづくり団体。 2 近隣まちづくり推進制度等 不接道敷地を含む複数の敷地が連担する一定の地域に居住する区民又は土地建物の権利者						
内容	1 建替え等総合相談 窓口及び専門家による相談・まちづくりサポーター派遣、コンサルタント派遣による支援・ホームページによる情報提供 2 近隣まちづくり推進制度 連担建築物設計制度を活用した協調建替えにより不接道敷地にある老朽木造家屋の建替えを促進するため、助言及び接道敷地での建替えを助成（建設費200万円、三世代住宅加算120万円、仮住居費加算40万円）する。平成19年度に、過去の相談事例を踏まえて制度の要件緩和等を行い、地域の実態に合わせて利用しやすいよう、制度の改正を行った。						
経過	1 建替え等総合相談 平成12年4月、まちづくり公社廃止後、住環境整備課（防災街づくり推進課）が事業継続。専門相談を建築士及び税理士とし、弁護士による法律相談は区民相談所が対応することとした。 2 近隣まちづくり推進制度 ・平成14年7月 近隣まちづくり推進制度に係る認定基準及び近隣まちづくり推進制度要綱制定。 ・平成15年9月 推進制度要綱一部改正。同年10月、近隣まちづくり等支援制度要綱制定 ・平成17年2月 認定基準一部改正 ・平成19年3月 認定基準及び推進制度要綱、支援制度要綱一部改正 ・平成22年12月 支援制度要綱一部改正						
必要性	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは高く、今後も継続して利用されることが見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に寄与するもので、住環境改善のための手法として不可欠である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 専門家（建築士・税理士）による相談は、荒川区建築設計事務所協会及び東京税理士会荒川支部に委託し、2か月に1回程度実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	12,508	9,735	6,301	6,436	6,434	6,030	6,042	
決算額（26年度は見込み）	8,714	5,902	5,843	5,402	5,769	5,625	6,042	
人件費等	4,185	3,585	3,122	11,010	6,535	3,020		
減価償却費			5,229	5,909	6,131	3,211		
【事務分担量】（%）	235	200	180	190	190	95		
合計（+ +）	12,899	9,487	14,194	22,321	18,435	11,856	6,042	
特定財源			19	70	4	9	72	
一般財源	12,899	9,487	14,175	22,251	18,431	11,847	5,970	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
一般相談件数	827	579	899	1361	1104	801	953	
専門相談件数	8	9	10	8	6	5	6	
まちづくりサポーター派遣件数	32	40	58	88	41	27	34	
近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	0	0	0	1	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	4,814	報酬	非常勤職員報酬	4,814	報酬	非常勤職員報酬	4,824
報償費	コンサル派遣等	198	共済費	非常勤職員共済費	646	共済費	非常勤職員共済費	655
委託料	専門相談	63	報償費	コンサルタント派遣等	65	報償費	コンサルタント派遣等	351
一般需用費	消耗品	45	需用費	事務用品	58	委託料	専門相談	131
			委託料	専門相談	42	需用費	事務用品	81

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	一般相談件数	1361	1104	801	953	1089	目標値は23～25年度の平均
	近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	1	1	

（問題点・課題分析）	近隣まちづくり推進制度は、接道敷地を含む関係権利者の権利及び意見等を調整し、近隣まちづくり計画に基づく建替え更新の合意が条件であるが、当事者間だけでは調整及び計画作成が困難なため、十分な支援が必要である。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
相談窓口でのパンフレット配付やHP等により、近隣まちづくり推進制度内容を周知するとともに、まちづくりサポーター派遣などの支援を行う。	引き続きPR及び支援を徹底する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	推進	不接道宅地の解消を目指し、本事業を推進する。

議（要質問状）	H18二定	「不接道宅地対策について」
	H19二定	「不接道宅地解消の可能性のために」
	H23四定	「不接道宅地解消への道」

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-10	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	分譲マンション対策	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課			課長名	村山
		担当者名	石坂			内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-07-01	分譲マンション対策費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律・マンションの建替えの円滑化等に関する法律		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	08-02	快適な住環境の形成				
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ること。						
対象者等	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とする。						
内容	<p>1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象にセミナー等を開催する。</p> <p>2 交流会 交流会組織の充実のため、組織の確立、規約等の作成について、推進できる環境づくりを促進する。</p> <p>3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。</p>						
経過	<p>H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施</p> <p>H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化</p> <p>H13年度 分譲マンションセミナー実施（毎年1回）</p> <p>H18年度 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施</p> <p>H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施</p> <p>H21年度 荒川区マンション実態調査実施</p>						
必要性	分譲マンションは、個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、居住者の地域コミュニティへの参加を促進するためにも交流会を活用する必要がある。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付 区報・ホームページ掲載 セミナー実施（当日、実態調査アンケート実施。相談窓口の紹介・関連施策についての資料配布。）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	213	192	136	136	136	136	137	
決算額（26年度は見込み）	147	182	128	133	126	126	137	
人件費等	1,694	1,629	2,023	1,694	1,923	1,410		
減価償却費			872	933	968	1,014		
【事務分担当】（%）	20	20	30	30	30	30		
合計（+ +）	1,841	1,811	3,023	2,760	3,017	2,550	137	
特定財源						0	0	
国						0	0	
都						0	0	
その他						0	0	
一般財源	1,841	1,811	3,023	2,760	3,017	2,550	137	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
マンションセミナー（参加者数）	57	75	52	89	69	78	79	
マンション相談（相談件数）	30	31	54	29	16	19	22	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	124	報償費	講師謝礼	124	報償費	講師謝礼	124
食糧費	セミナー賄い	2	需用費	セミナー賄い	2	需用費	セミナー賄い	3
一般需用	消耗品	0		消耗品	0		消耗品	10

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	マンションセミナー（参加者数）	89	69	78	79	99	26年度想定棟数(496)の2割
	マンション相談（相談件数）	29	16	19	22	99	26年度想定棟数(496)の2割

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの居住環境の維持・向上（管理規約・長期修繕計画等）のため、住民、管理組合の専門的知識を高める必要がある。 ・マンション管理組合と地域コミュニティとの関係が希薄である。 ・マンションセミナーの参加者が少ない
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
マンションセミナーを通して、管理組合の運営方法等の専門的知識を高めていく。	引き続きマンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深めていく。
荒川区マンション管理組合交流会の充実を図っていく。	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やしていく。
HP等を利用してPRを図る。	引き続きHP等を利用してPRを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要である。

議会議案（要旨）	H23一定 マンション管理について H26一定 マンション管理問題について
----------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-11	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名		防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	村山
		担当者名		堀込		内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-11-01	木造建物耐震化推進事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領			
終期設定	有 無	27 年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。						
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者						
内容	1 補助対象建物 戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート 2 補助内容 補助金は、戸建住宅（自己用）の場合、次のとおり ・耐震診断費の10/10（限度額30万円） ・耐震補強設計費の2/3（限度額15万円） ・耐震補強工事費の2/3（限度額100万円） ・耐震建替え工事費の2/3（限度額150万円） ・耐震シェルター設置工事の2/3（限度額30万円）：高齢者又障がい者世帯のみ						
経過	平成17年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定 平成20年3月 木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 平成20年12月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 平成21年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成22年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成23年10月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成24年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（文言整理） 平成25年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設） 平成26年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理）						
必要性	当区では木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率90%を実現する重要な支援策である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 補助金内定申請 審査 補助金交付内定 耐震診断、耐震補強工事等着手 耐震診断、耐震補強工事等等完了 補助金交付申請 審査 補助金交付決定 補助金交付						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	60,450	53,355	44,038	95,140	99,419	157,590	134,700	
決算額（26年度は見込み）	10,560	12,994	19,240	78,100	93,985	139,355	134,700	
人件費等	9,999	9,286	10,656	15,668	10,699	12,259		
減価償却費			5,229	6,376	6,131	6,084		
【事務分担量】（%）	175	170	180	205	190	180		
合計（+ +）	20,559	22,280	35,125	100,144	110,815	157,698	134,700	
特定財源								
国	住宅・建築物安全ストック形成事業費	6,583	3,893	8,687	41,366	43,183	61,079	56,845
都	木造住宅耐震化促進事業費	1,579	1,184	1,845	5,053	8,314	9,330	10,135
その他								
一般財源								
		12,397	17,203	24,593	53,725	59,318	87,289	67,720
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	耐震診断支援事業（件）	29	28	34	72	92	69	86
	耐震補強設計支援事業（件）	4	4	2	2	6	2	3
	耐震補強工事支援事業（件）	3	2	1	2	3	2	3
	耐震建替え工事支援事業（件）	1	6	10	43	49	64	56

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	耐震診断	2,900	負担金補助等	耐震診断	19,755	負担金補助等	耐震診断	26,800
	耐震補強設計	2,343		耐震補強設計	600		耐震補強設計	600
	耐震補強工事	3,000		耐震補強工事	4,000		耐震補強工事	4,000
	耐震建替え工事	85,500		耐震建替え工事	115,000		耐震建替え工事	103,000
	耐震シェルター設置工事	242		耐震シェルター設置工事	0		耐震シェルター設置工事	300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	耐震診断支援事業(件)	72	92	69	86	90	25年度に簡易耐震診断から一般耐震診断に変更
	耐震補強工事支援事業(件)	2	3	2	3	5	
	耐震建替え工事支援事業(件)	43	49	64	56	60	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る問題（費用負担・引越し） ・既存不適格建物の補強工事の問題（建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる） ・高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい（手続き調整・打合せ等）
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	耐震診断の結果、耐震補強工事等の必要があると判定された建物のうち耐震補強工事等を行っていない建物所有者への戸別訪問を実施する。	引き続き、耐震診断の結果、耐震補強工事等の必要があると判定された建物のうち耐震補強工事等を行っていない建物所有者への戸別訪問を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

議 会 要 質 問 状	H24 二定	「耐震化推進事業の違反建築物対象外について」
	H24 三定	「建物耐震化推進のための方策について」
	H24 四定	「木造住宅耐震化率を一気に引き上げることについて」
	○H25 四定	「耐震補強工事や簡易不燃化工事への補助など支援強化について」
	○H26 一定	「耐震化の促進のために、低コスト耐震化工法を研究し、普及することについて」

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	非木造建物耐震化推進事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	村山
			担当者名	恩田		内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-11-02	非木造建物耐震化推進事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領		
終期設定	有	無	27年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。						
対象者等	1 耐震診断等支援事業：昭和56年以前に建築された非木造建物の所有者 2 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者						
内容	1 耐震診断等支援事業補助対象建物 ・マンション（分譲、賃貸） ・戸建住宅（自己用、貸家） ・診療所 ・町会事務所 ・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2 耐震診断等支援事業補助内容 補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり ・耐震診断費の2/3（限度額100万円） ・耐震補強設計費の2/3（補助限度額100万円） ・耐震補強工事費の2/3（補助限度額1,000万円） 3 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施（無料（3回/棟まで））						
経過	平成19年 5月	分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定					
	平成20年12月	分譲マンション耐震診断事業制度要綱全部改正（非木造建物耐震化推進事業制度要綱）					
	平成22年 6月	非木造建物耐震化推進事業実施要領制定					
	平成22年 8月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正					
	平成23年10月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正					
	平成24年 3月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定のため、特定緊急輸送道路沿道建物の事項削除）					
	平成25年 3月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（文言整理）					
	平成26年 3月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理）					
必要性	当区では現行の耐震基準を満たさない非木造建物が多数あり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率90%を実現するための重要な支援策である。						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 補助金内定申請 審査 補助金交付内定 耐震診断・耐震補強工事等着手 耐震診断・耐震補強工事等完了 補助金交付申請 審査 補助金交付決定 補助金交付						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	5,000	36,200	42,032	46,788	31,726	33,851	55,276	
決算額（26年度は見込み）	0	20,594	3,887	10,270	14,594	8,800	55,276	
人件費等	1,938	3,991	4,325	5,505	2,059	3,905		
減価償却費			2,034	2,488	1,129	2,028		
【事務分担量】（%）	30	70	70	80	35	60		
合計（+ +）	1,938	24,585	10,246	18,263	17,782	14,733	55,276	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費						
	都	マンション耐震化促進事業費						
	その他							
一般財源	1,938	14,981	8,491	10,275	7,620	8,615	16,123	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	耐震診断支援事業（件）	0	3	1	8	3	11	6
	耐震補強設計支援事業（件）	0	2	1	1	1	0	5
	耐震補強工事支援事業（件）	0	2	1	0	1	0	5
	耐震建替え工事支援事業（件）	0	0	0	1	1	0	1

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助	耐震診断	2,000	負担金補助等	耐震診断	8,800	負担金補助等	耐震診断	4,150
負担金補助	耐震補強設計	1,000	負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	4,500
負担金補助	耐震補強工事	10,000	負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	45,000
負担金補助	耐震建替え工事	1,500	負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	1,500
報償費	分譲マンション耐震	94	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	126

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	耐震診断支援事業(件)	8	3	11	6	12	
	耐震補強設計支援事業(件)	1	1	0	5	5	
	耐震補強工事支援事業(件)	0	1	0	5	5	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の費用負担の問題 ・設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
分譲マンションの区分所有者の合意形成に向け、分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業PRを強化する。	所有者の合意形成に向け分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業のPRを充実させる。
東京都と連携し、各分譲マンションに個別訪問等を実施し、事業の周知を図る。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

議 会 要 質 問 状	H 2 1 一定	「マンション建替えについて」
	H 2 1 二定	「耐震化の推進と区独自の補助拡大策について」
	H 2 2 四定	「建物の耐震改修促進策について」
	H 2 4 二定	「耐震化推進事業の違反建築物対象外について」
	H 2 4 三定	「建物耐震化推進のための方策について」

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-13	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	
			担当者名	堀込	内線	2826	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-11-03	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠	荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱		
終期設定	有	無	27年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。						
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者						
内容	1 補助対象建物 ・特定緊急輸送道路(日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部)に敷地が接する建物 ・道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 2 補助内容 ・耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助						
経過	平成24年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定					
	平成25年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）					
	平成26年 1月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設）					
	平成26年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（補助対象費用の限度額の引上げ、委任払い）					
必要性	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 補助金内定申請 審査 補助金交付内定 耐震診断、耐震補強工事等着手 耐震診断、耐震補強工事等完了 補助金交付申請 審査 補助金交付決定 補助金交付						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額					157,800	278,450	399,400	
決算額（26年度は見込み）					50,019	74,180	399,400	
人件費等					3,569	7,937		
減価償却費					1,936	3,887		
【事務分担量】（%）					60	115		
合計（+ +）	0	0	0	0	55,524	86,004	399,400	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費						
	都	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業費						
	その他							
一般財源	0	0	0	0	5,505	14,068	89,660	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	耐震診断支援事業（件）	-	-	-	-	18	14	10
	耐震補強設計支援事業（件）	-	-	-	-	0	4	9
	耐震補強工事支援事業（件）	-	-	-	-	0	2	7
	耐震建替え工事支援事業（件）	-	-	-	-	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	50,019	負担金補助等	耐震診断	59,886	負担金補助等	耐震診断	35,000
	耐震補強設計	0		耐震補強設計	5,724		耐震補強設計	14,400
	耐震補強工事	0		耐震補強工事	8,570		耐震補強工事	238,000
	耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	37,000
				除却工事	0		除却工事	15,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	耐震診断支援事業(件)	-	18	14	10	-	
	耐震補強設計支援事業(件)	-	0	4	9	-	
	耐震補強工事支援事業(件)	-	0	2	7	10	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の費用負担の問題 ・設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
建築指導課と連携し、沿道建物所有者に対する個別訪問等実施	引き続き、建築指導課と連携し、沿道建物所有者に対する個別訪問等実施
耐震補強工事について、耐震性が著しく低い建物に対する補助金制度の実施	
補助対象費用の限度額の引上げ及び耐震診断、耐震補強工事等の費用負担を軽減するため、補助金を耐震診断、耐震補強工事等実施業者に直接支払う「委任払い」の実施	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

議会議案 (要旨)	H24 二定 「緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について」
--------------	-------------------------------

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	都市計画決定図書作成委託	0	委託料	都市計画決定図書作成委託	0	負担金補助等	市街地再開発支援補助	4,000
使用料及び賃借料	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	委託料	都市計画決定図書作成委託	3,672
						使用料等	会場使用料	6

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	再開発事業の進捗状況（％）	20	20	20	20	40	27年度：都市計画決定

（問題点・課題分析）	[26年度解決すべき問題点・課題]
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧真土小跡地活用方針の確立 ・西日暮里一丁目の街づくり構想策定 ・街づくり協議会発足
他区の実況	[27年度以降に取り組むべき問題点・課題]
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定に向けた整備方針の検討 ・関係者と連携を図り、滞りなく事業を推進させる。
	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	コンサルタントをプロポーザルにて選定し、西日暮里一丁目の街づくり構想を策定する。	防災都市づくり推進計画に関する関係機関と調整を図り、事業推進する。
	旧真土小跡地活用及び区有施設の整備方針の検討を関係部署と連携しながら実施する。	施設の関係部署と調整を図り、事業推進する。
	事業推進に向けた地元権利者や街づくり協議会の意見調整する。	都市計画決定に向けた事業方針の検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	事業を推進させ、西日暮里一丁目全体及び駅前地区の防災性の向上や、公共施設の整備を図る必要がある。

況議 （要 質 問 状）	市街地再開発事業区域内の旧真土小跡地の活用について（H16三定） 市街地再開発事業において、区内業者の活用について（H17一一定） 再開発事業の迅速な立ち上げについて（H19三定） 大規模超高層ビル型の再開発の見直しについて（H21一一定） 日暮里・三河島の街づくりについて（H22二定）
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-15	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	三河島駅前南地区市街地再開発事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎	
			担当者名	栗原 土田 加藤 前田	内線	2832・2834	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-05-02	三河島駅前南地区事業費補助					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠	都市再開発法・都市計画法・荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱・他		
終期設定	有	無	27年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	12-04	市街地再開発事業等の推進				
目的	JR三河島駅の南側の地域において、市街地再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、都市型住宅、商業・業務施設等の効果的な整備を推進し、駅周辺の活性化を図る。						
対象者等	三河島駅前南地区市街地再開発組合 組合設立認可時：地権者12名 権利変換計画認可時：地権者 7名 特定業務代行者：清水建設(株)・(株)工藤工務店 参加組合員：旭化成不動産レジデンス(株)、東急不動産(株)						
内容	三河島駅前南地区市街地再開発事業 ・所在地：荒川区東日暮里6丁目1番 ・地区面積：約0.5ha ・施設建築物概要 敷地面積：約3,807㎡、延床面積：約36,680㎡ 規模構造：地下1階、地上34階、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 主要用途：住宅（327戸）、店舗、事務所、駐車場、駐輪場、公共駐輪場						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年 1月 まちづくり懇談会発足 ・平成16年 2月 再開発準備組合設立 ・平成20年 6月 都市計画決定 ・平成22年10月 再開発組合設立 ・平成23年 9月 権利変換計画認可 ・平成23年 9月 既存建物解体除却工事着工 ・平成24年 3月 施設建築物新築工事着工 ・平成25年11月 公共駐輪場工事着工 ・平成26年 9月 施設建築物新築工事完了 						
必要性	事業により、地域の防災性や安全性の向上、公共駐輪場等の整備が図られ、さらに、三河島駅前に都市型住宅、商業・業務施設等を備えることにより、賑わいのある駅前空間が創出されるため、必要性は非常に高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【事業の流れ】 準備組合設立、都市計画決定、再開発組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		91,800	0	168,600	1,139,600	975,000	1,518,400
決算額（26年度は見込み）		91,800	0	168,600	968,280	358,700	1,518,400	434,200
人件費等		13,552	9,773	18,312	20,326	24,783	20,793	
減価償却費				6,101	7,464	9,681	8,450	
【事務分担量】（%）		160	120	210	240	300	250	
合計（+ +）		105,352	9,773	193,013	996,070	393,164	1,547,643	434,200
特定財源	国	45,900		84,300	541,310	122,130	759,200	217,100
	都							
	その他							
一般財源		59,452	9,773	108,713	454,760	271,034	788,443	217,100
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	調査等							
	市街地再開発支援補助							
	再開発事業補助（千円）	91800		168600	968280	358600	1518400	434200
不動産鑑定委託料（千円）					100			

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	再開発事業費補助・調査設計費（工事監理費）・土地整備費・公共施設整備費	358,600	負担金補助等	再開発事業費補助	1,518,400	負担金補助等	再開発事業費補助	434,200
役務費・手数料	不動産鑑定委託料	100						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値（27年度）	
標	再開発事業の進捗状況（％）	70	74	96	100	100	事業段階及び工事の出来高

（問題点・課題分析）	<p>【26年度解決すべき問題点・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等の開設による賑わいと魅力ある施設建築物づくりを目指す。 ・あらたに創出される広場等の適切な維持管理。 ・三河島自転車置場の代替地からの移行と新設公共駐輪場の供用開始。 <p>【27年度以降に取り組むべき問題点・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者と連携を図り、滞りなく事業を完了させる。 ・広場や施設の適切な管理を継続させる。
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	再開発組合や専門コンサルタントとともに施設の管理運用方法について検討する。	再開発組合で検討した施設の適切な管理運用方法を管理組合に継承させる。
	再開発事業により創出される広場と周辺地域の放置自転車対策を区、再開発組合と連携しながら検討する。	再開発組合と連携を図り、滞りなく再開発事業を完了させる。
	公共駐輪場の引渡し、代替地からの移行が円滑に行われるよう関係者との調整を図る。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	休止・完了	市街地再開発を推進し、駅前地区の防災性の向上や、公共施設の整備を図る必要がある。

況議 （要 質 問 状）	<p>市街地再開発事業において、区内業者の活用について（H17一定）</p> <p>再開発事業の進捗状況について（H18三定）</p> <p>日暮里・三河島の街づくりについて（H20一定）</p> <p>都市再生整備計画などの策定について（H20一定）</p>
--------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業化推進業務委託	2,100	委託料	事業化推進業務委託	1,890	再開発事業化支援補助	再開事業化支援補助	4,000
			報償費	報償費	69	委託料	事業化推進業務委託	1,988
				再開事業化支援補助	0			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	再開事業等の進捗状況（%）	10	10	10	20	20	再開事業の進展段階に応じて、準備組合の設立を20%とする。

問題点・課題 （指標分析）	<p>当地区で再開事業を実施するために、以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再開事業を実施するにあたり、西日暮里駅周辺のまちづくり構想を策定する必要がある。 区有地の活用方針を決定する必要がある。 権利者意向の把握、方向性の統一を図り、事業区域を決定する必要がある。 権利者の再開事業への関心を高め、住民主体の再開事業を実施する必要がある。
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
旧道中跡地や既存施設などの区有地の活用方針を明確にするため、関係部署との調整、検討を行う。	区有地の活用方針に基づき、区有施設の具体的な計画等を検討する。
準備組合を設立し、事業計画の具体的な検討を始める。	検討を元に権利者の意向を把握し、事業区域を決定する。また、都市計画決定に向けた事業計画の検討を行う。
事業の透明性を確保し、住民主体の再開事業を進めるため、事業に協力してくれる民間業者（事業協力者）を公募型プロポーザルで選定する。	準備組合及び事業コンサルタント、事業協力者に対して、指導・助言を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	準備組合を設立して事業の検討を進め、地域の防災性の向上や駅周辺の活性化を図る必要がある。

議会議決要旨	<p>H17二定 道灌山中跡地の活用を含めた再開事業に対する区の見解を問う</p> <p>H17四定 道灌山中跡地、日舎線駅のバリアフリー、駅前自転車駐車場</p> <p>H21一定 西日暮里駅前再開事業について</p> <p>H25三定 公共施設の老朽化対策と再開事業との連携について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-17	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	ブロック塀等撤去助成事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	村山
			担当者名	熊谷		内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-11-04	ブロック塀等撤去助成事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠法令等	荒川区ブロック塀等撤去事業制度要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。						
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成25年度末時点：98件）						
内容	<p>1 助成対象ブロック塀等 道路に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超）</p> <p>2 助成内容 助成金は、撤去工事費の2/3、ただし1m当たり6,000円を上限とする。</p> <p>3 普及啓発活動 助成対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。</p> <p>方法：戸別訪問形式 平成20年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕</p> <p>危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。 合計 4,453件（100.0%）</p>						
経過	平成20年度	ブロック塀等の実態調査					
	平成21年7月	荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定					
	平成21年7月～9月	ブロック塀等の改修促進業務委託実施					
	平成25年9月	荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正（荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱、事務処理の効率化）					
	平成22～25年度	職員による普及啓発活動実施					
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>助成金内定申請 審査 助成金交付内定 撤去工事着手 撤去工事完了 助成金交付申請 審査 助成金交付決定 助成金交付</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		6,460	5,188	2,056	928	928	603
決算額（26年度は見込み）		6,195	422	128	158	0	143	503
人件費等		847	2,443	2,616	2,541	1,239	832	
減価償却費				872	933	484	338	
【事務分担量】（%）		10	30	30	30	15	10	
合計（+ +）		7,042	2,865	3,616	3,632	1,723	1,313	503
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		7,042	2,865	3,616	3,632	1,723	1,313	503
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	相談件数	-	21	14	36	9	9	18
	改善件数	-	15	10	32	9	70	36
	実績件数		3	1	3	0	4	10

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業PR委託	0	負担金補助等	補助金	143	負担金補助等	補助金	500
負担金・補助	補助金	0	需用費	消耗品費（ﾌﾗｼﾞ代）	0	需用費	消耗品費（ﾌﾗｼﾞ代）	3
需用費	消耗品費（ﾌﾗｼﾞ代）	0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	危険なブロック塀の改善率 (数)(%)	24	28	58	77	90	改善されたブロック塀数/危険なブロック塀数(234箇所)×100
	危険なブロック塀の改善率(長さ)(%)	30	35	62	83	90	改善されたブロック塀延長/危険なブロック塀延長(2,410.9m)×100

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下型地震が高い確率で発生すると予測されているため、危険なブロック塀等の撤去は早急を実施する必要がある。そのため、助成内容について適宜見直しを行い、また、普及啓発を確実に行うことにより、撤去工事への誘導を図る。 ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないで撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。
	他区の実況 （実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 実施区…文京区、台東区、新宿区、豊島区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	リーフレット、ホームページ、区報等による周知徹底に取り組む。	引き続き、リーフレット、ホームページ、区報等による周知徹底に取り組む。
	狭あい道路に面していないブロック塀等に対し、戸別訪問を実施する。	引き続き、狭あい道路に面していないブロック塀等に対し、戸別訪問を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のため、本事業の必要性は高い。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-18	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	老朽空家住宅除却助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	恩田
				内線	2827		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-11-05	老朽空家住宅除却助成事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠	荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱		
終期設定	有	無	26年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。						
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） 不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外						
内容	1 助成対象建築物 ・1年以上使用されていないことが確認できること ・住宅部分の面積が2分の1以上あること ・昭和56年5月31日以前に建築されていること ・区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと 2 助成内容 助成金は、除却工事費の2/3（限度額100万円）						
経過	平成24年5月 1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定 平成26年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正 （ 荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱、事務処理の効率化 ）						
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 助成金内定申請 審査 助成金交付内定 老朽空家住宅の除却工事 除却工事完了 補助金交付申請 審査 助成金交付決定 補助金交付						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	-	-	-	-	20,826	20,158	20,150	
決算額（26年度は見込み）	-	-	-	-	8,745	16,490	20,150	
人件費等	-	-	-	-	1,239	1,248		
減価償却費					484	507		
【事務分担当】（%）	-	-	-	-	15	15		
合計（ + + ）	0	0	0	0	10,468	18,245	20,150	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	0	10,468	18,245	20,150	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
相談件数	-	-	-	-	36	29	40	
現場調査件数	-	-	-	-	28	27	30	
実績件数	-	-	-	-	12	21	20	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	現場調査	0	報償費	現場調査	0	報償費	現場調査	150
負担金補助及び交付金	除却工事	8,745	負担金補助等	除却工事	16,490	負担金補助等	除却工事	20,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	危険な老朽空家住宅の除却（件）		12	21	20	22	

問題点・課題 （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者にこの制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。区報やホームページ等で周知を図っているが、区外など近くに居住していない建物所有者の場合、周知方法に限界がある。 ・老朽空家住宅の敷地が借地の場合、除却を実施すると借地権が消滅してしまう。 ・老朽空家住宅の除却を実施すると、土地の固定資産税が上がる。 ・現状建物所有者が死亡し、法定相続人が不明な場合、区からアプローチできる手段がない。
	他区の実況 （実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区） 実施区 台東区、江東区、北区、足立区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	リーフレット、ホームページ、区報掲載等により事業の周知徹底のため、情報発信を行う。	引き続き、リーフレット、ホームページ、区報掲載などにより事業の周知のための情報を発信していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	改善・見直し	本事業は、毎年実績が上がっているが、不燃化特区内において、危険老朽木造建築物除却事業が創設され、本事業の対象建築物への対応が可能となったため、特区外でのみ本事業を実施することが妥当である。

議 会 要 旨 問 状	H 2 3 二定 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について
----------------------------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-19	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	永久水利整備事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	小林	
			担当者名	大沼・古山	内線	2828	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-13-01	永久水利整備事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	25年度	根拠			
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-02	防災基盤の整備				
目的	区内の約6割を占める木造住宅密集地域において、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を実現するため、地震等に伴う同時多発的かつ広範の火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時にも有効に機能する隅田川の河川水等を活用した永久水利を整備する。						
対象者等	区民、防災区民組織、防災関係機関						
内容	川や地下水等の無限にある水を消火用水として活用することを検討してきた結果、平成26年3月に「あらかわ遊園」に隅田川から河川水を取水する施設として「あらかわ遊園永久水利」を整備した。今後も継続的な消火活動が可能となるよう、隅田川の河川水や深井戸による地下水を消火用水として防火水槽まで充水が行える施設の整備をする。 防災区民組織と消防団が連携して、リレー方式により永久水利を枯渇する恐れのある防火水槽に送水することで、有事の際には消防機関等により消火用水として活用できる。						
経過	平成25年2月8日 荒川区永久整理整備活用推進協議会設置要綱制定 2月22日 第1回永久水利整備活用推進協議会開催 8月26日 第2回永久水利整備活用推進協議会開催 平成26年1月17日 第3回永久水利整備活用推進協議会開催 4月22日 第4回永久水利整備活用推進協議会開催						
必要性	荒川区は地震に関する地域危険度（総合）4～5の地域を多く抱えていると共に、首都直下地震発生時における断水率が高いため、災害時にも有効に機能する水利を整備する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （仮称）あらかわ遊園永久水利に伴う導水設計等設計業務委託（日本上下水道設計（株））						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	-	-	-	-	-	170,293	61,356	
決算額（26年度は見込み）	-	-	-	-	-	146,707	61,356	
人件費等	-	-	-	-	-	3,327		
減価償却費						1,352		
【事務分担量】（%）	-	-	-	-	-	40		
合計（+ +）	0	0	0	0	0	151,386	61,356	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	0	0	151,386	61,356	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
永久水利の整備箇所	-	-	-	-	-	1	2	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			工事請負費	永久水利整備工事	128,469	工事請負費	深井戸新設工事	57,780
			委託料	設計業務委託	18,239	委託料	深井戸設計業務委託	3,086
						需用費	光熱水費	490

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	永久水利の整備箇所	-	-	1	3	5	候補地15カ所（基本計画より）

問題点・課題 (指標分析)	施設整備後の維持管理体制についての方針が未策定となっている。
	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
今後、永久水利施設が増加していくことから、維持管理体制について、関係各課での調整を進める。	施設管理、運用等の役割分担について、関係各課での調整を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	首都直下地震の切迫性から、災害に強い街づくりを実現するために必要不可欠な事業である。

議会 (要旨) 状況	平成25年1定「永久水利・隅田川の活用法」 「隅田川の水を利用した震災時に有効に機能する防災水利の整備について」
------------------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-20	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	不燃化特区整備促進事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	小林	
			担当者名	大沼・岩本・茂手木・大内	内線	2821・2829	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-14-01	不燃化特区整備促進事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	25年度	根拠	東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱			
終期設定	有 無	32年度	法令等	東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付要綱			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-03	災害に強いまちづくりの推進				
目的	東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区に指定された「荒川二・四・七丁目地区」及び「町屋・尾久地区」において、密集事業における主要生活道路や公園等の整備等の推進に加え、地域の建物の不燃化等を重点的かつ集中的な取り組みを実施することで、木密地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。						
対象者等	荒川二・四・七丁目地区及び町屋・尾久地区の老朽家屋で除却及び建替を行う建築主、主要生活道路の拡幅整備事業等に係る権利者又は沿道建替等の建築主						
内容	<p>避難経路の確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mへの整備を推進する。</p> <p>公園不足地域の解消のため、公園等を整備し、防災活動拠点の形成を図る。</p> <p>専門家が常駐する相談ステーションの設置により相談活動を強化し、地区内の建替を促進する。</p> <p>共同建替等を行う建築主に対して、除却費、設計費、共同施設整備費等の一部を助成する。</p> <p>建物除却に対する助成制度により、老朽木造建物の除却を促進する。</p> <p>準耐火建築物以上の住宅に対する助成制度により、不燃化建替を促進する。</p> <p>主要生活道路沿道にて建替を行う建築主に対して、除却費、設計費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。</p> <p>建築物の管理者の明確化、適正な維持管理を求めるため、建築物適正管理制度（条例）を策定する。</p> <p>事業推進活動 防災まちづくり連絡会等の住民組織を育成・支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、災害に強い街への一層の転換を図ると共に、地区計画の策定を進める。</p>						
経過	<p>荒川二・四・七丁目地区（48.5ha）</p> <p>平成25年4月12日 先行実施地区整備プログラムの認定</p> <p>平成25年4月26日 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定</p> <p>町屋・尾久地区（242.6ha）</p> <p>平成26年4月1日 整備プログラム認定、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定</p>						
必要性	当地区は、狭あい道路や狭小敷地の木造建物が多く、災害時における地域危険度（「第7回地域危険度測定調査」：東京都）が概ね4～5と判定されている。そのため、不燃化特区制度を活用し、木密地域の改善への取り組みを進め、地域の防災性及び住環境の向上を図る必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃化建築物への建替え誘導を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	-	-	-	-	-	48,428	702,012	
決算額（26年度は見込み）	-	-	-	-	-	24,422	702,012	
人件費等	-	-	-	-	-	17,708		
減価償却費						8,078		
【事務分担量】（%）	-	-	-	-	-	239		
合計（+ +）	0	0	0	0	0	50,208	702,012	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	0	0	50,208	702,012	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
老朽住宅寄付除却	-	-	-	-	-	0	22件	
建替促進助成	-	-	-	-	-	0	170件	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			委託料	事業推進活動委託	24,413	負担金補助等	除却助成費・建築設計費	510,000
			役務費	ステーション電話	10	委託料	事業推進活動委託	125,535
						工事請負費	老朽住宅解体工事	35,640
						財産購入費	用地取得費	27,756
						役務費	土地鑑定料・電話	1,821
						報償費	コンサルタント派遣	1,040
						需用費	消耗品費等	200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	-	58.4	61.4	62.7	63.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率（32年度：70%）
	不燃領域率（町屋・尾久）（%）	-	-	56.8	58.7	60.6	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率（32年度：70%）

（問題点・課題分析）	当地区は、狭小敷地の木造戸建て住宅や木造共同住宅等の建物が多いうえ、老朽化も進行している。また、地区内の生活道路や区画道路の大部分が幅員6m未満であり、広域避難場所への安全な避難経路が確保されていない。その上、公園やオープンスペース等は偏りがあり、広域避難場所との間には延焼遮断帯が形成されていない状況であり、防災上、居住環境の面で問題を抱えている。
	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	老朽木造建築物除却・建替えを促進させるため、各戸訪問や専門家派遣を実施し事業周知に努め、地区内の不燃建替えを推進する。	引き続き、地域の不燃化を推進するため、各戸訪問などを実施し事業周知に努める。
	優先整備路線等の拡幅整備を推進するため、積極的に用地測量をすると共に、用地の専門家を活用し取得交渉を進めていく。	引き続き、測量を進めると共に、積極的に用地取得を行う。
	公園、広場等のオープンスペースを確保し、防災活動拠点とするとともに、耐震性貯水槽など防災関連施設の拡充を進める。	オープンスペースに適する用地についての情報収集に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため、密集事業や不燃化促進事業とも連携し、本事業を重点的に推進する。

議 会 要 質 問 状	平成25年3定	まちづくりと住宅政策について（避難路と公的賃貸住宅の確保について）
	平成25年4定	災害に強いまちづくりの推進について（震災危険度を低下させるための木密地域の改善）
	平成26年1定	大規模災害対策について（不燃化十年プロジェクト地域の「旧耐震基準木造老朽家屋」の建て替え促進について）